



社協ホームページ

<http://www.akiruno-shakyo.or.jp>



公式フェイスブック



社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会

〒197-0812 あきる野市平沢 175-4 秋川ふれあいセンター内 TEL:042-559-6711

# 歳末たすけあい 地域福祉活動募金

皆様からの募金により  
地域の福祉が  
支えられています

**12月1日 START**

全国で歳末たすけあい地域福祉活動募金運動が始まります。

募金運動は、たとえわずかな額であっても、多くの方に賛同いただくことで大きな力となり、住民相互が支え合う社会を作るきっかけにもなります。

皆様からのあたたかいご支援を  
よろしくお願いいたします。



あきる野市では以下のような活動に募金が活用されています

## ボランティア活動推進事業



ボランティア支援・育成

## ふれあいサロン活動



地域の居場所づくり

## ふれあい福祉委員会活動



地域の見守り活動

## 募金方法

実施期間: 12月1日(木)から28日(水)まで

1. 町内会・自治会を通じてのご協力
2. 社協秋川事務所または五日市事務所の窓口でのご協力  
(窓口には募金箱も設置いたします。)
3. 企業、団体等で募金を集めてのご協力  
※募金箱の貸出もできますのでご相談ください。  
集めていただいた募金は上記窓口で受け付けるほか、ご連絡いただければ、集金に伺うことも可能です。

4. auPAYアプリからご協力  
※auPAYアプリの利用登録が必要です。  
※領収書は発行されません。

5. 街頭募金でのご協力  
本会職員、東京都立秋留台高等学校生徒会が街頭募金を実施する予定です。  
日時等の詳細は、後日ホームページに掲載いたします。

auPAY用二次元コード▼



あきる野市内の募金実績や募金の使い道は共同募金会が運営するデータベース「はねっと」からご確認いただけます。

問合せ 総務係 ☎559-6711

<https://hanett.akaihane.or.jp>



# 地域福祉権利擁護事業

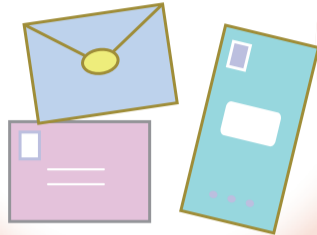
## こんな困りごと ありませんか？

社会福祉協議会が  
お手伝いします

福祉サービスについて知りたい



郵便物の内容がわからない



通帳や銀行印が見つからない



大切な書類の管理ができない



利用料1,500円～

※サービス内容・支援時間により異なります。



地域福祉権利擁護事業とは、認知症や障がいなどにより判断能力が低下した方(本人)が、安心して地域で暮らしていけるようにお手伝いする事業です。

社会福祉協議会の担当者が、ご本人のもとを訪問し、困りごとや生活状況など、お話を伺いながら、適切な支援の方法を一緒に考えます。

支援内容については、右表をご参照ください。

支援の内容	
①福祉サービス利用援助	
②日常的金銭管理サービス	自分で通帳を管理 社協が通帳をお預かり
③書類等預かりサービス	

ご利用に関する相談や本事業の詳細については右記にお問合せください。 **問合せ** 相談支援係 **☎533-3548**

**社協パレット**

あなたの生活(キャンパス)に寄り添い、彩る社協(パレット)でありたい。「社協パレット」では、社協の事業紹介をしております。

vol.03【ひばり分室】

※イメージ:パレット=事業

### 利用者が自由に表現し、笑顔で生活できる場所

ひばり分室は、障がい者の日常を支援する通所施設です。創作活動や音楽教室など、利用者が自由に表現することや笑顔で生活できるよう支援をしています。

また、近隣にある都立秋留台公園に安全に行くことができたり、公園や秋川ふれあいセンター来館者との関わりがあったり、利用者にとって身近に社会参加の場があることは、ひばり分室の魅力のひとつです。



ひばり分室の  
目標

健康第一

毎日楽しく通えるよう支援



#### 利用者さんってどんな人がいるの??

障がいの特性で、几帳面な方が多いので、ひばり分室の掲示物は真っすぐで、引き出しのペンは向きをそろえてしまっています。記憶力が良く、スケジュールも覚えているので、職員が間違えると教えてくれます。

問合せ **ひばり分室(秋川ふれあいセンター内)**  
**☎559-6714**



**NEXT ▶ vol.04【五日市事務所 総合サービス係】**

## 成年後見制度ってなに？

成年後見制度は、判断能力が低下した方(本人)に代わり、支援者(後見人)が生活に必要な手続きや財産管理などの支援をする制度です。

大きく分けると**2つ**あります！

### 任意後見制度



- ・元気なうちから将来に備えておくための制度
- ・自分で支援者や支援内容を決める

### 法定後見制度



- ・すでに判断能力が低下している方のための制度
- ・家庭裁判所によって支援者や支援内容が決まる

社会福祉協議会では、成年後見制度の申立てに関する相談を受けています。また、成年後見制度に関する無料の相談会を、定期的実施しています。お気軽に下記までご相談ください。

相談会の詳細については4面をご覧ください。

問合せ **相談支援係** **☎533-3548**

# あきる野市高齢者クラブ連合会

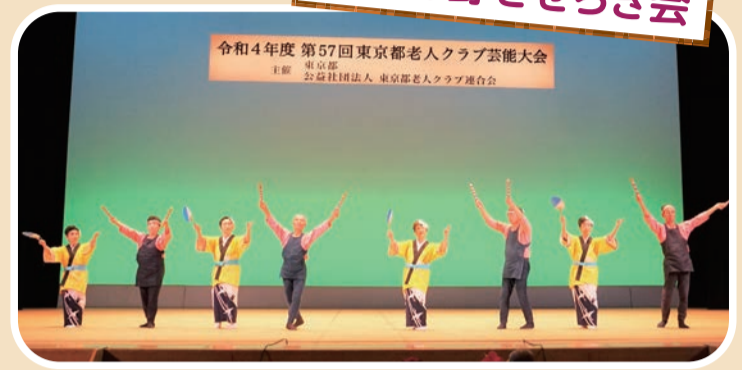


**文化展開催 12月1日(木)、2日(金)、3日(土)**  
 午前10時～午後4時(最終日は午後2時まで)  
 会場：あきる野ルピア 4階 展示室

書道、写真、絵画、手芸、彫刻など、会員が1年かけて作成した多数の作品を集めて毎年文化展を開催しています。素晴らしい作品を展示いたします。皆様のご来場をお待ちしています。



**第57回 東京都老人クラブ芸能大会で連続受賞**  
 9月15日に新宿文化センターで開催され、審査員特別賞を受賞しました!



問合せ 社協五日市事務所 電話 595-0818

## 令和4年度 福祉バザーの報告

10月16日(日)、23日(日)に3年ぶりの福祉バザーを開催しました。当日は、取扱物品の縮小や入場制限等の感染防止対策を講じましたが、多くの方にご来場いただき、賑やかに終了することができました。

提供物品数 **6,897点**

売上金 **1,333,607円**

福祉バザーの収益金(売上金から事務経費を差し引いた額)は、ふれあい食事サービス事業、家事援助サービス事業、移送サービス事業等の在宅福祉を支援する活動に活用します。



皆様のご理解とご協力に感謝いたします。

問合せ 福祉バザー実行委員会 事務局 電話 595-9033

## 第52回 チャリティゴルフ大会の報告

9月13日(火)に立川国際カントリー倶楽部にて、第52回チャリティゴルフ大会を開催しました。当日は、177人が参加し、秋晴れの中ゴルフを楽しみながら、合計167,500円のチャリティ金にご協力いただきました。

【奥多摩インコース】  
北原 崇様



【奥多摩アウトコース】  
川上 修治様



次回は、令和5年4月21日(金)に、東京五日市カントリー倶楽部にて開催します。

問合せ チャリティゴルフ大会実行委員会事務局 電話 595-9033

## 寄附者一覧

ご寄附ありがとうございました。

令和4年 9月～10月 寄附金 7件 寄附物品 16件

266,827円 (敬称略・順不同)

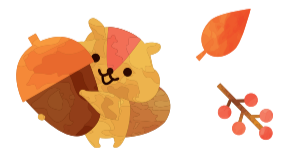


### 【寄附金】

茂木茂子	100,000円
竹中重広	100,000円
都立五日市高等学校	5,698円
匿名4件	61,129円

### 【寄附物品】

(有)杉田燃料店	井上和雄
青山明美	乙津宏子
吉澤正浩	匿名10件
(株)ネオテック	



指圧・マッサージ・はり・灸・在宅訪問治療(多摩地区)  
**アミュー在宅マッサージ**(保険往診治療)

☆健康保険で往診、介護保険とも併用可(要医師同意)  
 ☆1回300～400円程度(自己負担1割の方)無料体験可  
 昭島市美堀町4-25-8 ☎042-513-7800 P有  
 アミュー治療院 <https://amulife-jp.com/>  
 昭島/立川/福生/羽村/武蔵村山/あきる野  
 瑞穂/青梅/東大和/国立/国分寺 他

## 「福祉募金箱」の設置にご協力をお願いします



企業、商店、施設等に福祉募金箱を設置して、地域福祉活動をご支援ください。

【問合せ】総務係 電話 559-6711

## 子育て応援サロン ファッション

参加者とスタッフ(地域のボランティア)と一緒に作りあげるサロンで、子育て中の親と子どもたちが、自由に楽しく過ごせる空間です。どなたでもお越しください。

毎月第2水曜日午前10時～12時  
 秋川ふれあいセンター 2階寿の間(和室)

**スタッフも募集中**

【問合せ】市民活動推進係 電話 595-9033



## サンタクロースがプレゼントを届けます！ サンタクロース訪問希望家庭募集

- 【日 時】12月24日(土)、25日(日)  
 ①午後5時～6時  
 ②午後6時～7時
- 【対 象】①満1歳から小学生以下の子どもがいる家庭  
 ②障がいのある方がいる家庭
- 【定 員】両日とも30家庭(申込み順)
- 【その他】プレゼントは各家庭でご用意ください。
- 【申込み方法】電話にて受付 11月15日(火)～12月2日(金)  
 (受付後に、訪問場所等の調整と確認を行います)



男性ボランティアがサンタクロースの格好をして家庭を訪問し、各家庭が用意したプレゼントを子どもに手渡す活動です。



申込み あきる野ボランティア・市民活動センター ☎595-9033



## お正月に飾ろう！ 親子でミニ門松づくり教室 参加者募集

- 【日 時】12月26日(月)  
 ①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分
- 【会 場】秋川ふれあいセンター 2階会議室
- 【内 容】ミニ門松づくり
- 【指 導】社協登録ボランティア・市民活動団体 はればれ竹クラブ
- 【対 象】市内在住の小学生以上の親子及び社会人
- 【定 員】各10組20人(40基分)
- 【費 用】1基800円(材料費)



申込み あきる野ボランティア・市民活動センター ☎595-9033



## 障がい児(者)と家族の交流 秋川流域ふれあいクリスマス会

- 【日 時】12月3日(土) ①午後1時30分～3時 ②午後4時30分～6時  
 ①、②とも同じ内容です。申込みの際に参加希望時間をお知らせください。
- 【会 場】秋川ふれあいセンター
- 【内 容】サンタとの記念撮影、大道芸、音楽演奏など
- 【対 象】市内在住の障がい児(者)とその家族
- 【その他】感染防止対策のため、当日の入場は、障がい児(者)1人に対し家族等1人までとなります。
- 【申込み方法】11月21日(月)までに下記へお申込みください。



申込み・問合せ 秋川流域ふれあいクリスマス会 2022実行委員会 ☎595-9033

## 地域に ズームイン!!

「日頃から声を掛け合う  
あたたかい地域」

戸倉西部自治会 会長 内倉 正博 氏



戸倉西部自治会に加入している現在の世帯数は107世帯です。加入率はとても高く約90%となっています。しかし、この地域は市街化調整区域であるため、新たな自治会員を獲得しにくいという難しさに直面しています。

市街化調整区域は、農地や緑地を守るという目的で設定されます。そのため、新たに建物を建てたり、住宅の増改築をする場合は東京都等の許可が必要となります。

つまり、これらに関係しない建物を建てるのが難しい地域と言えるのです。

さらに、会員の高齢化も進んでいます。そのため、自治会の役回りを工夫するなど、自治会存続のため、力を合わせています。

戸倉西部自治会は、平成18年に「西戸倉」「星竹」「坂下・十里木」の3自治会が合併し誕生しました。それ以降、自治会の拠点は、3つの自治会館ですが、その中で最も大きな西戸倉会館を活動拠点とすることが多く、自治会のシンボルと言えます。

思います。

自治会を主体とする行事は、城山元気会と若齢会があります。これは月に1度、午前に西戸倉会館及び星竹会館で行っており、住民同士の交流や健康推進のために簡単な運動をする機会として大切な行事です。

今後、自治会長として、戸倉西部と東部が合同で自主防災について考える機会をつくる取り組みを進めていきたいと考えています。

私達の自治会の特徴は、先ほど述べた市街化調整区域であることや、3自治会が合併してできたこと、みんなの顔が見える関係であり、地域のみんが日常的に声を掛け合える関係にあることだと思います。

豊かな自然と、人のあたたかさを感じる戸倉西部へぜひ、一度足を運んでみてください。



## (予約制) 成年後見制度に関する相談会のご案内

- \*お申込み時に、担当者から相談の概要を伺います。
- \*会場では、感染防止対策のため、マスク着用と手指消毒をお願いします。

### 福祉法律相談会 弁護士に無料で相談できます

認知症の高齢者や障がい者の方のための法律相談(相続・遺言・消費者被害・成年後見制度等)ができます。

- 【日 時】12月13日(火)  
 ①午後2時～2時40分 ②午後2時45分～3時25分  
 ③午後3時30分～4時10分
- 【会 場】秋川ふれあいセンター 2階会議室
- 【対 象】市内在住・在勤であり、成年後見制度に関する相談または認知症高齢者や障がい者の方のための法律相談をしたい方
- 【定 員】3組(1組40分)

### 成年後見制度専門相談会 司法書士に無料で相談できます

成年後見制度に関することや福祉サービスの苦情相談、判断能力が不十分な方についての権利を守るための相談ができます。

- 【日 時】令和5年1月10日(火)  
 ①午後2時～2時40分 ②午後2時45分～3時25分  
 ③午後3時30分～4時10分
- 【会 場】秋川ふれあいセンター 2階会議室
- 【対 象】市内在住・在勤であり、成年後見制度に関する相談や、福祉サービスの苦情相談をしたい方
- 【定 員】3組(1組40分)

申込み・問合せ 相談支援係 ☎533-3548

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、本紙に掲載した講座等の事業を中止又は変更する場合があります。